

○松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例

平成17年12月27日

松江市条例第465号

改正 平成25年12月20日条例第60号

平成29年12月19日条例第46号

平成30年12月21日条例第86号

平成31年3月29日条例第3号

(設置)

第1条

暮らしやすいまちを実現するため、市民が自主的に行う活動（以下「市民活動」という。）を推進することを目的として、松江市市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市市民活動センター	松江市白瀉本町43番地

(指定管理者による管理)

第3条

センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)

センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務

(2)

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免及び還付に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 市民活動を行う市民及び団体の交流及び協働の推進に関する業務

(5)

前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

（休館日）

第5条

センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日を変更し、又は休館日を指定することができる。

(1)

毎月第2水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、第3水曜日）

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第6条

センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（職員）

第7条 市長は、センターに必要な職員を置くことができる。

（利用の許可）

第8条

施設等を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2

指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可してはならない。

(1)

センターの設置目的に反する利用をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2)

公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(5)

前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第10条

指定管理者は、施設等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認められるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の許可の条件を変更し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

2

前項の規定による利用の許可の取消し、利用の許可の条件の変更又は利用の停止により、利用者に損害を生じることがあっても、市長及び指定管理者は、その賠償の責任を負わない。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定められた収容定員に従うこと。
- (2)
入場者の秩序を維持するために必要な整備員を置き、一般入場者の整理を適切に行うこと。
- (3) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく壁、柱等にはり紙、釘うち等をしないこと。
- (5) 許可を受けない設備等を利用しないこと。
- (6) 入館者に次条第1項各号に掲げる事項を守らせること。
- (7)

前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

(入館者の遵守事項等)

第12条

センターの入館者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 危険物又は動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (4)

許可なく物品等の販売又は展示、ビラ等の配布その他これらに類する行為をしないこと。

- (5)

前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

2

指定管理者は、前項の遵守事項に従わない者又はそのおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条

利用者は、施設等の利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は施設等の利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第14条 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2

利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額（以下「基準額」という。）を上限とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3

市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

第15条

指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2

指定管理者は、利用料金の減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用料金の不還付)

第16条

既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1)

利用者の責任に帰さない理由により利用することができなくなったとき。

(2)

利用者が利用開始の前日までに指定管理者の定める日までに利用の中止を申し出たとき。

(3)

前2号に定めるもののほか、指定管理者が公益上必要があると認めるとき。

(特別設備等の承認)

第17条

利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは

、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第18条

利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第10条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

2

利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第19条

入館者又は利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第20条

指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、センターの管理は、市長が行うものとする。

2

前項の規定により市長がセンターの管理を行う場合にあっては、第5条及び第6条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第8条、第9条、第10条第1項、第12条第2項、第14条第1項、第15条第2項、第16条、第17条及び

第18条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条の見出し、同条第1項及び第2項、第15条（見出しを含む。）並びに第16条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第15条第1項中「指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、公益上必要があると認めるときは」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（松江市こども科学館設置及び管理に関する条例の廃止）

2

松江市こども科学館設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第163号）は、廃止する。

（松江市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部改正）

3

松江市生涯学習センター設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第161号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松江市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の一部改正）

4

松江市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条

例第162号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

5

この条例の施行の日の前日までに、附則第3項の規定による改正前の松江市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなす。

6

この条例の施行の日の前日までに、附則第4項の規定による改正前の松江市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなす。

附 則 (平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月19日松江市条例第46号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日松江市条例第86号)

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(松江市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の廃止)

2

松江市生涯学習センター設置及び管理に関する条例 (平成17年松江市条例第161号)は、廃止する。

附 則（平成31年3月29日松江市条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

施設	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日
	9：00～ 12：00	13：00 ～17：0 0	18：00 ～22：0 0	9：00～ 17：00	13：00 ～22：0 0	9：00～2 2：00
501研修室	1,600円	2,140円	2,520円	3,750円	4,670円	6,280円
502研修室	2,300円	2,980円	3,400円	5,280円	6,380円	8,680円
503研修室	2,300円	2,980円	3,400円	5,280円	6,380円	8,680円
504講義室	2,700円	3,940円	4,640円	5,570円	7,610円	9,240円
505研修室	2,300円	2,980円	3,400円	5,280円	6,380円	8,680円
506研修室	2,300円	2,980円	3,400円	5,280円	6,380円	8,680円
交流ホール	8,010円	10,740 円	12,380 円	18,760 円	23,140 円	31,140円
菓子づくりホール	2,850円	3,400円	3,940円	6,250円	7,340円	10,190円
和室1	1,900円	2,440円	2,880円	4,340円	5,320円	7,230円
和室2（待合含む ）	1,900円	2,440円	2,880円	4,340円	5,320円	7,230円
和室3	1,900円	2,440円	2,880円	4,340円	5,320円	7,230円
401研修室	1,900円	2,440円	2,880円	4,340円	5,320円	7,230円
402研修室	1,900円	2,440円	2,880円	4,340円	5,320円	7,230円

201研修室	2,150円	2,680円	3,150円	4,840円	5,840円	8,000円
202研修室	2,150円	2,680円	3,150円	4,840円	5,840円	8,000円
展示ブース	1,220円	1,620円	1,790円	2,850円	3,420円	4,070円
市民交流広場	全面 2,680円/日					
レンタルブース (大)	26,480円/月 冷暖房費含む。インターネット回線等通信費は別途					
レンタルブース (小)	20,370円/月 冷暖房費含む。インターネット回線等通信費は別途					
事務室等	1平方メートルにつき 632円/月					

備考

1

利用時間がこの表に定める利用時間を超える場合の基準額は、その超える時間が正午から午後1時までのときは午後、午後5時から午後6時までのときは夜間の基準額の金額を時間割計算により算定した額を加算した額とする。この場合において、超過時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。

2

営利を目的として使用する場合の基準額は、この表に定める基準額の10割相当額を加算した額とする。

3

営利を目的としないが、入場料その他これに類する料金（その額が市長が別に定める額以下のものを除く。）を徴収する場合の基準額は、この表に定める基準額の5割相当額を加算した額とする。

4

市民活動を行う団体の活動を支援し、市内における市民活動の推進並び

に市民活動団体と行政との協働及び共創に資する活動を行う団体として市長が指定するものが市民活動の推進のために利用する場合は、無料とする。

5

前号の規定により市長が指定する団体に加入する団体が、営利を目的とせず利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の5割相当額を減額した額とする。

6

事務室等の利用を開始した場合又は終了した場合において、その月の利用期間が1月に満たないときは、その月の基準額は日割計算による。

7

事務室等の基準額には、共用部分の管理に関する費用を含まない。その費用の徴収については、市長が別に定めるところによる。

8

4月、5月及び10月を除いた月（以下「冷暖房期間」という。）の基準額は、この表に定める基準額の3割相当額を加算した額とする。冷暖房期間以外に冷暖房装置を利用するときも同様とする。

9

第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第8号の規定により算定した基準額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

10 附属設備又は備品を利用する場合の基準額は規則で定める。

別表第2（第14条関係）

区分		基準額（1台1回当たり）
附属駐	30分以内の場合	無料

車場	30分を超える場合	200円
----	-----------	------